

特定非営利活動法人わかみやクラブ

加算届及び処遇改善加算について

2021年7月1日

特定非営利活動法人わかみやクラブ(以下わかみやクラブと略)では厚生労働省による福祉・介護職員の処遇改善加算申請に該当する、中野区放課後デイサービスセンターみずいろについて職場環境等整備をして以下のとおり東京都に届出しています。

記

施設名称:中野区放課後デイサービスセンターみずいろ

施設住所:東京都中野区丸山一丁目17番2号

事業内容:児童福祉法に基づく放課後等デイサービス(障害児通所事業)

●加算届出:

項目	単位数	
放課後等デイサービス基本部分(通学日)	1日につき	302単位
// (学校休業日)	1日につき	372単位
児童指導員等配置加算1~3(通学日)	1日につき	75、49、36単位のいずれか
// (学校休業日)	1日につき	75、49、36単位のいずれか
専門的支援加算【公認心理師等】	1日につき	75単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)~(Ⅲ)	1日につき	15、10、6単位のいずれか
個別サポート加算(Ⅰ)※対象者のみ	1日につき	100単位
(注1)欠席時対応加算(月4回を限度)	1日につき	94単位
(注1)送迎加算	片道につき	54単位
(注1)事業所内相談支援加算(月1回を限度)	1回につき	35単位
(注1)家庭連携加算(月4回を限度)	所要時間1時間未満	187単位
	所要時間1時間以上	280単位
(注1)関係機関連携加算(Ⅰ)~(Ⅱ)(月1回を限度)	1回につき	200単位
福祉・介護職員処遇改善加算 (当事業所は、福祉・介護職員等特定処遇加算を取っています。)	基本単位+加算単位の1000分の34	
中野区は、1級地(11,20円/1単位)		

※厚生労働省により報酬改定等ある場合は、上記表とは異なります。

(注1)加算に関わる支援提供時のみ算定

算定要件:放課後等デイサービス児童指導員・指導員に毎月処遇改善加算として支給する。

● 処遇改善加算Ⅲの区分: キャリアパスⅠ及びⅡ、職場環境要件を満たす。

【キャリアパス要件Ⅰ】

福祉・介護職員の任用における職位、職責および職務内容に応じた任用等の要件および賃金体系を定めている。

【キャリアパス要件Ⅱ】

福祉・介護職員の資質向上のための目標および計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保している。

【職場環境要件】

◎ 全職員が適切な支援を実施するために、職場内トレーニング(OJT)の年間研修計画を作成し、資質向上を図る。また、児童発達支援管理者および強度行動障害支援者養成研修、人権擁護研修など、職員のキャリア等を踏まえ、別途、研修受講に関する計画を作成し、効果的に受講させていく。

さらに職員の自己啓発による業務関連の学習機会および資格取得支援として国家資格受験者に対し、受験手数料・登録免許手数料等の合計の1/2を助成する取り組みを令和2年12月より導入した。今後の児童指導員配置や職員のスキルアップに有効活用できる取り組みとしていく。

◎ 始業前ミーティングによる職場内コミュニケーション円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を実施。

◎ 健康診断定期実施して健康管理面の強化、休憩室の整備を実施した。

以上